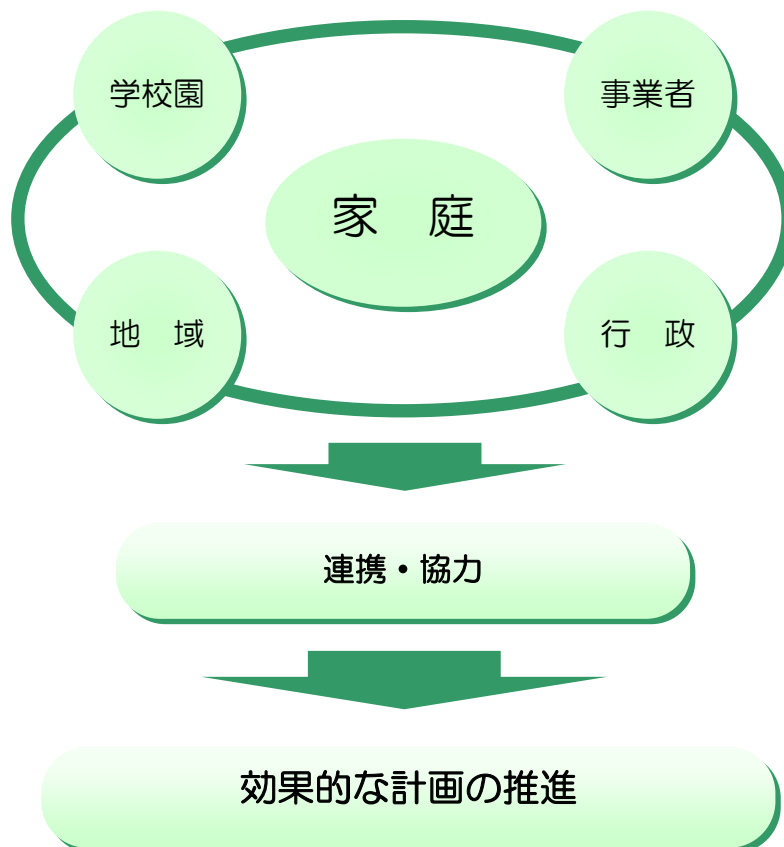


第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の実現主体

計画の実現主体については、子どもが笑顔で健やかに成長できるよう、計画の中心となる家庭はもとより、社会全体で支援していく必要があり、家庭、行政、学校園、地域、事業者などすべての人が計画の実現主体として、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協力することで、効果的な計画の推進をめざします。

■図表：計画の実現主体

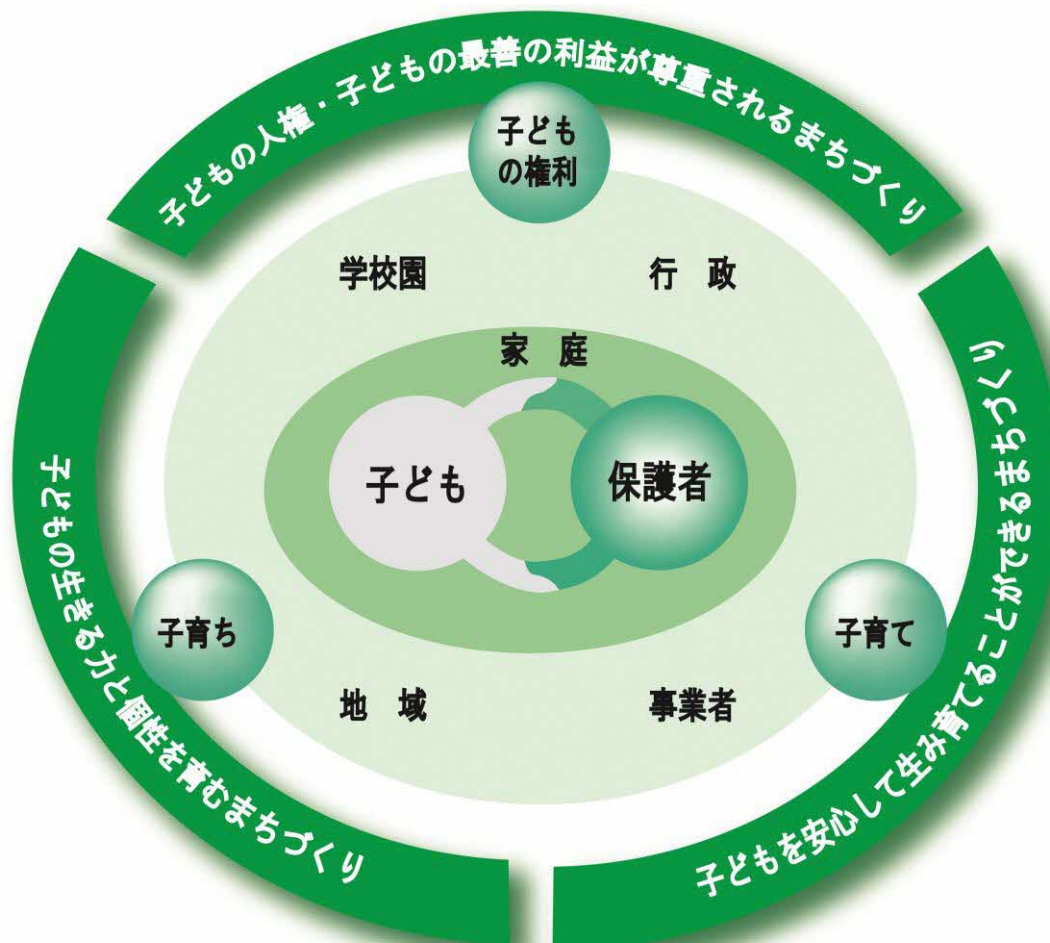


2 基本理念

計画の基本理念については、子育て支援ニーズがますます多様化する中にあって、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、第1期計画を引継ぎ、普遍的なものとして、『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現をめざします。

この基本理念の実現に向け、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めます。

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方



3 基本方向と施策目標

少子化や核家族化、家庭と地域とのつながりの希薄化のほか、児童虐待の深刻化や障害のある子ども等への支援ニーズの高まりなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、計画の基本理念である『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現をめざし、以下のとおり、「3つの基本方向」と「7つの施策目標」を定め、取り組みを推進します。

なお、基本方向と施策目標の体系については、概ね第1期計画を引き継ぎますが、「基本方向Ⅰ. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり」（第1期計画では、基本方向Ⅲ）については、すべての子ども・子育て支援策の基本であり、他の2つの基本方向を推進していく上で前提となることから、基本方向の順序を最初に移行しました。

また、第2期計画から、本計画を子どもの貧困対策計画として位置付けることから、「施策目標2 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進」を追加するなどの見直しを行いました。

基本方向Ⅰ 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

【基本方向Ⅰの取り組み】

児童虐待、いじめなどの問題、また、子どもの生活や成長にさまざまな影響を及ぼす子どもの貧困問題など、子どもを取り巻く課題が深刻化する中で、子どもを保護の対象としてのみとらえるのではなく、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などを定めた「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて、具体化を図っていく必要があります。

そこで、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮することを、すべての子ども・子育て支援策の基本として、まちづくりを推進します。

基本方向Ⅱ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

【基本方向Ⅱの取り組み】

少子化により、子どもの数や家庭における兄弟姉妹の数が減少し、異年齢のなかで育つ機会も減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も大きく変化し、子どもの自主性や社会性が育まれにくくなっています。

そこで、子育てについての第一義的な責任は保護者が有するという基本認識を前提としつつ、子どもの特性に応じて、調和のとれた一人の人間として、将来にむけ自己を確立するために、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力を備えた生きる力、個性や創造性を発揮する力を、家庭、行政、学校園、地域、事業者が相互に連携・協力し、社会全体で育む環境づくりを推進します。

基本方向Ⅲ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり**【基本方向Ⅲの取り組み】**

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、家庭の子育て力や地域の子育て機能が低下しており、保護者の子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっています。また、近年の厳しい社会経済状況の影響から共働き家庭の増加や就労形態が多様化しています。

多様な家庭形態に配慮しつつ保護者の気持ちを理解し、親の育ちや子育てに喜びを感じることができるよう取り組みを進めます。また、医療・保健・福祉などさまざまな分野の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、出産から子育てまで、仕事の両立支援ができるよう、子ども・子育て支援サービスの安定的な提供を行うなど、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを推進します。

施策目標1 子どもの人権擁護の推進**【施策目標1の取り組み】**

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

施策目標2 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進**【施策目標2の取り組み】**

すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、国の「子供の貧困対策に関する大綱」などを踏まえながら、子育て家庭への経済的な負担軽減や、学習支援、相談支援などさまざまな分野の施策を横断的かつ重層的に活用することで、子どもの貧困対策を総合的に取り組みます。

また、教育と福祉の連携や、地域や関係機関等との連携により、支援を必要とする家庭やその子どもをより早期に把握し、家庭や子どもが置かれている状況に応じた適切な支援が届けられる体制整備を進めます。

施策目標3 子どもの生きる力を育む環境の整備

【施策目標3の取り組み】

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。

また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援ニーズが高まる中、学校園や保育所（園）、専門的な支援を行う療育施設等により、支援の充実を図ります。また、生きていく上での基本である食育などを推進します。

施策目標4 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

【施策目標4の取り組み】

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少しているなかで、学校園施設の活用も図りながら、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

施策目標5 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

【施策目標5の取り組み】

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

また、子どもの外出時の安全のため、道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進するとともに、外国籍の子ども等への支援など、さまざまな環境にある子育て家庭に対し柔軟に支援できるよう努めます。

施策目標6 地域における子育ての相談・支援

【施策目標6の取り組み】

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、子育て支援等に関する情報について、情報通信技術の進展なども踏まえた効果的な提供を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

施策目標7 子育てと仕事の両立支援

【施策目標7の取り組み】

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などによる待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。また、留守家庭児童会室の多様化する利用ニーズに対応できるよう、効果的・効率的な環境整備に取り組みます。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

4 計画の体系

基本理念	子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方			
基本方向	施策目標	推進方向		対象者
Ⅰ. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり	1. 子どもの人権擁護の推進	1-(1)	人権教育の推進	妊 乳 児 生
		1-(2)	子どもへの虐待のないまちづくりの推進	乳 児 生
		1-(3)	いじめに対する取り組みの推進	乳 児 生
		1-(4)	不登校に対する取り組みの推進	乳 児 生
		1-(5)	非行等の問題行動対策の推進	乳 児 生
	2. 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進	2-(1)	子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備	妊 乳 児 生
		2-(2)	子どもの心身の健康を確保できる環境の充実	妊 乳 児 生
		2-(3)	子どもの学習と就学の支援	乳 児 生
		2-(4)	保護者の就労と相談支援	妊 乳 児 生
		2-(5)	子育てに対する経済的支援	妊 乳 児 生
Ⅱ. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり	3. 子どもの生きる力を育む環境の整備	3-(1)	幼児期の教育・保育の質の向上	乳
		3-(2)	小学校教育への円滑な接続の推進	乳 児
		3-(3)	豊かな心の育成の推進	乳 児 生
		3-(4)	確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上	乳 児 生
		3-(5)	食育の推進	妊 乳 児 生
		3-(6)	障害のある子ども等への支援の充実	妊 乳 児 生
	4. 子どもの個性や創造性を育む環境の整備	4-(1)	子どもの居場所づくりの推進	乳 児 生
		4-(2)	子どものスポーツ活動の推進	乳 児 生
		4-(3)	子どもの文化芸術活動の支援	乳 児 生
		4-(4)	子どもの国内外交流の推進	乳 児 生
		4-(5)	子どもの社会的活動の推進	乳 児 生
		4-(6)	子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進	乳 児 生

基本方向	施策目標	推進方向	対象者
目 子どもを安心して生み育てることができる まちづくり	5. 子育て 家庭に やさしい 安全・ 安心な まちづく りの推進	5-(1) 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援	妊 乳 児
		5-(2) 子どもへの医療対策の充実	妊 乳 児 生
		5-(3) ひとり親家庭の自立支援	妊 乳 児 生
		5-(4) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備	妊 乳 児 生
		5-(5) 外国籍の子ども等※への支援	妊 乳 児 生
	6. 地域に おける 子育ての 相談・ 支援	6-(1) 子育てに関する相談体制の充実	妊 乳 児 生
		6-(2) 子育てに対する支援体制の充実	妊 乳 児 生
		6-(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進	妊 乳 児 生
		6-(4) 子育て中の社会参加支援	乳 児
	7. 子育てと 仕事の 両立支援	7-(1) 多様な保育サービスの充実	乳
		7-(2) 放課後児童対策の充実	児
		7-(3) 男女共同子育ての推進	妊 乳 児 生

※「外国籍の子ども等」…本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習のなかで育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。

対象者凡例： 妊 妊産婦 乳 乳幼児 児 児童（小学生） 生 生徒（中学生以上）